## 早稲田大学大学院法学研究科

## 2020年2月

## 博士学位申請論文審查報告書

論文題目 中国における株主代表訴訟制度のあり方 -アメリカ法および日本法の視点からの考察-

申請者氏名 張 楊

審查員

主査 早稲田大学教授 早稲田大学教授 早稲田大学教授

**平**個四八子教授

早稲田大学教授

尾大高島安英昌赤央明宏一

早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程 4 年在学中の張楊氏は、2019 年 10 月 24 日、早稲田大学学位規則第 7 条第 1 項に基づき、その論文「中国における株主代表訴訟制度のあり方―アメリカ法および日本法の視点からの考察―」を早稲田大学大学院法学研究科に提出して、博士(法学)(早稲田大学)の学位を申請した。後記の審査員は、同研究科の委嘱を受けて、この論文を審査してきたが、2020 年 2 月 1 日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

### I. 本論文の構成と内容

### (1) 本論文の目的と構成

2005年中国会社法の改正により創設された株主代表訴訟について、施行後10年以上経過する間に生じた理論上また実務上の問題点に対して現在様々な裁判所の判断や立法提案などが出されている。本論文は、このような中国の現状を前提に、そこに問題点として取り上げられてきたものの内容を分析し、詳細な検討を加えるとともに、それら問題点について、株主代表訴訟制度の母法ともいうべきアメリカがどのように対応してきたか、また日本の1993年商法改正とそれ以後の学説判例等の状況がそれら問題点の解決にどのように取り組んできたかなどを丹念に検証すること通して、その成果をもとに、中国における株主代表訴訟制度のあり方を考察しようとするものである。本論文では、上場会社でほとんど利用されず有限会社でもっぱら利用されている現状の問題点、高額な訴訟手数料の引き下げ論の是非、原告株主における証拠収集の障害、などが取り上げられており、それぞれの問題点ごとに、その発生原因や対処策の是非などを日米の立法・判例・学説を参考にして検討が加えられている。

本論文の構成は、序章「『法はあるが秩序がない』中国のコーポレート・ガバナンスと株主代表訴訟」、第一章「中国会社法における株主代表訴訟の被告の範囲および制度の性格―アメリカ法および日本法の視点からの考察―」、第二章「アメリカ、日本、中国の株主代表訴訟の管理権―訴訟管理権の帰属の正当化の論理―」、第三章「株主代表訴訟の原告株主による会社所持証拠の取得―アメリカ法および日本法の視点からの中国法への示唆―」、第四章「株主代表訴訟の和解と取締役の対会社責任の免除―『中国会社法の司法解釈(四)(意見徴集稿)』を検討の対象として―」、終章「本論文での検討から得られた示唆と今後の課題」からなる。

#### (2) 本論文の概要

### 序章「『法はあるが秩序がない』中国のコーポレート・ガバナンスと株主代表訴訟」

本章第一節「中国企業のコーポレート・ガバナンスの向上における株主代表訴訟への期待」および第二節「株主代表訴訟制度の中国での導入および法移植における注意点」において、筆者の本論文における視点と姿勢が明確に示される。すなわち、中国では現在、国有企業株式の放出による「混合所有制」のもと、多数派株主と少数派株主との間にエージ

ェンシー問題などが生じ、それら問題への対処が必要となってきているとの認識が示され、それら問題への対処としては、コーポレート・ガバナンスの向上を図り、少数派株主の利益を保護することが重要であり、そのための手段としての「私人による法の実現」である株主代表訴訟制度に期待する旨が述べられる。他方、上場会社のガバナンスにも活用されることが期待された株主代表訴訟制度は、そのような会社において提起される例がきわめてまれで、その利用が有限会社に偏っているなど、中国における実務上・制度運用上の問題点が紹介され、現在の中国ではこれら問題に対する様々な立法提言等がなされているが、筆者によれば、その中には安易に米国や日本の制度の移植を勧める提案があり、制度的背景や理論的背景の検討抜きの外面的な制度移植はむしろ問題であるとされる。

第三節「本論文における研究の対象と方法」は、アメリカと日本の株主代表訴訟制度が 比較対象として取り上げられる趣旨と、本論文において、各章で何を検討し、何を述べよ うとしているのかの概要が示される。

# 第一章「中国会社法における株主代表訴訟の被告の範囲および制度の性格—アメリカ法および日本法の視点からの考察—」

本章第一節「アメリカ、日本および中国の株主代表訴訟制度」と第二節「日中の制度に関する若干の検討」において、アメリカ、日本、中国の株主代表訴訟制度の法的性格が比較検討される。株主代表訴訟制度の母法であるアメリカについては、元来、代表訴訟的性格を有する制度であったとされ、それが会社の外部者を被告とする代位訴訟的性格を獲得してきた歴史的展開が明らかにされる。また日本については、そのようなアメリカの法状況を前提に同制度が移植されたことから、代位訴訟的性格と代表訴訟的性格の両面性を有するものと理解されてきたことが示される。他方、中国においては、アメリカ法の制度にならい、被告が会社の役員等に限られず、第三者を被告とすることができ、会社が第三者に対して有している債権についての不行使についても株主代表訴訟が利用できる制度設計がなされたため、たとえば代位訴訟の代替として利用されるなど、いくつかの問題点が生じていることが示される。また株主代表訴訟の活性化に向けて日本法にならう訴訟手数料引下げの提案に対しては、それは中国の株主代表訴訟制度が代位訴訟的性格を強くもつものであることを十分に認識しない主張であって、このような提案は上述した会社が原告となる債権回収のための給付請求訴訟の手数料との間に不均衡を生じるものであるとして、筆者は批判する。

# 第二章「アメリカ、日本、中国の株主代表訴訟の管理権―訴訟管理権の帰属の正当化の論理―」

本章第一節「アメリカの特別訴訟委員会」においては、アメリカでは、株主が提起した 代表訴訟に対して会社が特別訴訟委員会を設け、その委員会の判断によって当該訴訟を終 了させることができるものとされているが、そのことについて、そのような訴訟終了が認 められる法理に関して、アメリカの主要な判例や学説の分析検討を通じて解明がなされる。 株主代表訴訟は株主が会社の有する請求権を行使するものである以上当然であるという理 解に対しては、裁判所においては特別訴訟委員会の独立性と誠実性が慎重に審査されてき たとの先行研究からの成果が確認され、これら先行研究の成果を踏まえつつも、本論文に おいてはさらに、そのような要素の審査に加えて証拠開示(ディスカバリー)制度により 訴訟委員会の判断をトレースできる制度(証拠開示を通じた検証可能性)が伴っていたこ とが訴訟終結を正当化するうえで重要であり、その点を見落としてはならないことが指摘 される。

本章第二節「日本の不提訴理由書制度」においては、アメリカ法にならって日本の商法 典が株主代表訴訟を創設した際に、アメリカ法と同様に、株主が代表訴訟を提起する前に 会社に対して提訴請求をする制度が設けられたが、そのような事前請求の要件は、一般に、 会社が有する請求権はまずは会社自身にその行使の判断を委ねるという趣旨であると理解 されてきたことを確認し、提訴の是非を判断する監査役が役員間のなれ合いによって不提 訴と判断することを防止する趣旨から、2005 年の会社法制定時に「不提訴理由書」制度が 創設された経緯を辿り、この制度により会社に提訴を請求した株主は、会社の監査役らが 不提訴判断に至った理由を知ることができるとし、その重要性を強調する。そして、筆者 は、現実の不提訴理由書の記載内容を複数取り上げて分析する。結論としては、不提訴理 由書から得られる情報は公表済み資料とほぼ同様であって新たな情報提供としては不十分 なものではあるが、不提訴と判断するにあたって基礎にした「標目」の開示だけでも参考 情報として意義があるとする。他方、筆者は、不提訴理由書の記述内容を詳細に記載する ことを監査役らに求めることは、監査役自身の判断に対する訴訟を引き起こす危険がある ことも指摘し、法務省令でも、責任原因がある場合でも提訴しないという監査役の政策的 判断を許容していることから、会社(監査役ら)の裁量と不当な不提訴判断の間における 調和が重要であるとする。

本章第三節「中国の提訴請求制度」においては、中国の株主代表訴訟でも事前請求制度が設けられているが、具体的運用は各地方人民法院に委ねられていることが示され、深圳市中級人民法院のガイドラインと上海市高位人民法院の3つの判例が取り上げられて検討され、会社による訴え却下の申立てが裁判所によってほとんど尊重されていない実態が明らかにされる。日本法にあるような濫用的訴訟提起を防止するための、たとえば担保提供命令などがない中国では、濫訴のおそれに対応する必要性が高い旨が述べられる一方で、訴訟提起の請求を受けた会社側の調査等に信頼がおけない実態からすれば、訴えの却下請求の判断をする者の独立性等の面で保障が得られるかに疑問があり、アメリカの特別訴訟委員会制度を直ちに導入する提言に与することはできず、少なくとも、日本法の監査役の不提訴理由書制度を創設することが望ましいとされる。

## 第三章「株主代表訴訟の原告株主による会社所持証拠の取得―アメリカ法および日本法の 視点からの中国法への示唆―」

原告株主は、被告取締役の責任を証明する証拠に構造的に不足しがちである。原告株主としては、会社がもつ責任追及等に必要な情報や証拠を入手するための何らかの手段が必要とされる。本章第一節「日本とアメリカの証拠開示」において、証拠獲得手段として、アメリカのディスカバリー制度と日本の文書提出命令制度が検討される。アメリカのディスカバリー制度については、制度の内容と手続の詳細が整理され、ディスカバリーを経ることではじめて略式判決、和解、トライアルに進む選択肢が与えられることになっていることが明らかにされる。一方、日本の証拠獲得手段として、文書提出命令や文書送付嘱託、弁護士会照会などの制度の内容が紹介された後に、1996年民事訴訟法改正前後にわけて証拠収集の方法としての十分性などが批判的に検討される。特に「自己専用文書」に関する判例学説は詳細に分析されている。

本章第二節「アメリカと日本の判例から見る株主代表訴訟における証拠開示」においては、アメリカの重要な先例となっている第 5 巡回区控訴裁判所でのガーナー事件とデラウェア州最高裁判所でのウォルマート事件が取り上げられ、それぞれが詳細に分析される。いわゆる「ガーナー原則」が生まれた背景やその効果が要領よく整理されるとともに、特に秘匿特権の意義とそれを例外的に突破することができる場合があることとその条件が明らかにされる。他方、「稟議書」の提出義務が争われた日本の平成 12 年最高裁第一小法廷決定が取り上げられ、事案の分析と決定要旨、そして当該決定に対する評釈等が分析される。本件は、「自己専用文書」の提出が例外的に認められる「特別事情」がないとされた先例であるが、原告株主にとって稟議書は勝訴に導く上で重要な文書であるともいえ、それが否定されたことにより、日本では原告株主にとって証拠収集が難しい状況にあるとされる。

本章第三節「中国での会社関係訴訟における証拠収集」においては、中国における状況が紹介され、検討される。当事者主義へと転換が図られたとされる 1991 年中国民事訴訟法の制定や 2012 年改正の内容等が紹介され、原告株主が会社所有の証拠を入手するには、選択肢として、人民法院に証拠の調査・収集の申立を行う方法と「関於民事訴訟証拠的若干規定」により証明責任を転換する方法があると指摘し、それぞれの方法の可能性について中国最高人民法院 2015 年判決と 2018 年判決が分析される。筆者の結論は、いずれの方法も現実には難しく、会社判断の透明性を期待することができないというものである。

## 第四章「株主代表訴訟の和解と取締役の対会社責任の免除—『中国会社法の司法解釈(四) (意見徴集稿)』を検討の対象として—」

本章では、訴訟を終結させる1つとしての裁判上の和解について、株主代表訴訟における和解が損害額未満でなされたときに取締役の責任の一部免除効の実質が得られるとの認識から、日本の株主代表訴訟における裁判上の和解をめぐる議論を参考に、中国会社法に

おける裁判上の和解の問題が詳細に論じられると同時に、取締役の対会社責任の免除の在り方が検討される。

本章第一節「中国会社法における取締役の対会社責任の免除」において、まず中国会社法における取締役と会社との法律関係が整理され、中国会社法における取締役の会社に対する義務が明らかにされる。中国会社法には責任免除規定がないことが確認され、中国における議論には、中国会社法における責任不発生の規定と責任免除との間の混乱があることが指摘される。

本章第二節「『中国会社法司法解釈 (四) 意見徴集稿』」においては、2016 年に公表された上記意見徴集稿には、株主代表訴訟における和解に関するものが含まれていたことが紹介され、そのような意見徴集稿が公表されるに至った経緯や株主代表訴訟における原告株主を当事者とする裁判上の和解を認めた最高人民法院における判断などの検討を通じて、「株主会」(株主総会)の同意を要件とすることの当否等が検討される。

本章第三節「日本会社法における取締役の対会社責任の全部または一部の免除」においては、会社法制定前の商法典時代に、商法改正により株主総会特別決議による取締役の対会社責任の一部免除を認めた立法経緯などが検討される。

本章第四節「中国における株主代表訴訟の和解を通じた取締役の対会社責任の免除の規制のあり方」においては、前節の日本法についての議論を参考に、責任免除規定がない中国における対応策が検討される。本章第二節で取り上げられた意見徴集稿の方式が採用されるにしても、なれ合い的株主総会決議を防止するためには少なくともその決議要件を厳格にする必要があるとされる。

### 終章「本論文での検討から得られた示唆と今後の課題」

本研究によって得られた知見が整理され、併せて、これからの課題が述べられる。

#### Ⅱ 本論文の評価

本論文において、筆者は、株主代表訴訟制度がコーポレート・ガバナンスにおいて重要な役割を果たすとの認識のもと、1996年会社法改正により創設された中国の株主代表訴訟制度の施行後10年余の運用状況を詳細に検討することを通じて、多くの法的または実務的な問題点があることを指摘する一方で、それら問題点に対して何らかの方策を提示すべく、母法であるアメリカ法と1993年商法改正以後提訴件数が増えるとともに多くの問題点が発生した日本法とを比較の対象として取り上げ、中国法における株主代表訴訟のあり方という視点から考察を行っている。本論文のテーマである株主代表訴訟は、中国でも様々な学説や立法提言などがなされているように、現在の中国会社法にとって最も重要な研究テーマの1つとなっており、学理的な研究の深化が求められているところである。そして、筆者もまた中国の学界の問題意識を共有するものであり、その検討・考察に当たり、アメリ

カ法と日本法を比較の対象に取り上げたことは、本研究を通じて現在の問題点の解決に何らかの示唆を得ようという目的からみて、日米両国が、株主代表訴訟がよく利用され、制度や研究が進んでいる国であるという点で妥当であり、正当な研究方法である。加えて、筆者は、中国の学界でまま見受けられる外国の制度の安易な移入論に対しては、慎重な姿勢を随所に示している。この点は、本論文の特徴をなしている。一例を挙げれば、訴訟提起の数が少ないことの原因を高額手数料に求め、日本の1993年改正をまねて手数料を引き下げるべきであるとする中国の研究者の立法提案に対して、筆者は、日本法には提訴の濫用防止のための制度として、担保提供命令等が設けられていることを指摘し、安易な部分的あるいは対処療法的な法制度移入はかえって問題であると批判する。そして、その批判のための根拠として、各国の株主代表訴訟の法的性格が一様ではないことを論証するなど、説得力ある理論的な論述を行っており、研究論文として、本論文を高く評価することができるところである。

本論文の独創的な部分はまた、アメリカの特別訴訟委員会制度において同委員会の判断が判例法上尊重されてきた理由として、アメリカの諸判例を詳細に検討することを通じて、従来の先行研究においても指摘されてきた特別訴訟委員会の独立性や誠実性が重要であることだけでなく、さらに「ディスカバリー」(証拠開示)の制度があることにより特別訴訟委員会の判断が事後的に検証可能であることも重要であったことを指摘した点や、裁判上の和解がその効果として取締役らの責任の一部免除に相当する場合があることを前提に和解と免責効との関係を論述した点などにも現れており、これらの指摘は、アメリカの株主代表訴訟制度を研究した邦語文献でもあまり指摘されなかったことであり、示唆に富む独創的な知見の提供である。

裁判上の和解の問題に関しては、特に有限会社において株主代表訴訟の提起が多い中国の実情からすれば、会社と取締役の間で安易に和解が成立する可能性が高いとの筆者の危惧は納得させられるところである。「中国会社法司法解釈(四)(意見徴集稿)」のように和解の方式が問題の本質ではないとの指摘には、鋭いものが感じられる。

これらの様々な批判や提言等を論述するうえで、筆者は、その根拠を得るために、たとえばアメリカの民事訴訟法上のディスカバリー制度に係る英語及び日本語文献をしっかりと読み込んでおり、また日本の文書提出命令に関する民事訴訟法上の規定の変遷や判例を理解し、会社法だけでなく、民事訴訟法の学説も参考にして論述を行っている。このことは、株主代表訴訟という会社法と民事訴訟法が交錯するテーマにとって必須のこととはいえ、この論文の価値を高めている理由の1つである。特にアメリカの秘匿特権と「ガーナー原則」の関係、日本の「自己専用文書」をめぐる議論など、アメリカと日本の民事訴訟法の分野においても重要な論点とされているところを十分に理解し、論述している点は、筆者が株主代表訴訟制度を将来さらに深く研究するうえでの十分な能力が備わっていることを示すものである。

アメリカと日本の裁判制度が違うように、中国の裁判制度も違う点が少なくないが、人民法院の判決や「中国会社法司法解釈(四)意見徴集稿」を取り上げる際にも、その法的意義づけを慎重に行っており、人民法院の判決に対する筆者の意見などは、その論拠が十分に示されており、説得力がある。特に中国の株主代表訴訟における不当な不提訴への対応策については、中国においてはこのような対応策がほぼ皆無であるとのことが示され、何らかの対策を考えなければならないとの筆者の指摘は切実である。そのための方策についての筆者の苦心の跡が伝わってくるが、悩みつつも、論証できない思いつきのような安易な答えを出さないのも、研究論文として重要なことであるといえる。

このように、本論文は、株主代表訴訟を論じるうえで必要な文献・資料を読み込み、明確な引証もなされ、また内容からみても優れた研究論文であると評価することができる。

もっとも、本論文に対して、次のようなことを指摘することができるであろう。

第一に、取締役の会社に対する責任それ自体に関する掘り下げがさらにあってよかったのではないか、という点である。和解など責任の免除効に関する議論は十分になされているといえるが、株主代表訴訟の中心が取締役の会社に対する責任であるとすれば、アメリカでは、ビジネスジャッジメント・ルールがあり、日本でもいわゆる経営判断原則の適用がある。そのような法理の適用要件に該当する業務執行行為は、そもそも責任追及訴訟の対象とはならない。何をすればあるいは何をしなければ責任が発生するのかの実体法上の問題は、株主代表訴訟を論じる際にも避けて通れないところであろう。

第二に、取締役の責任免除のあり方それ自体の検証・考察の必要性である。特別多数決による責任免除手続を採用したとしても、有限会社レベルでは濫用の危険があるとの筆者の指摘はその通りであるが、日本法のように、株主全員の同意があれば免責されるとすることの是非も問題である。なぜなら、株主有限責任を前提とすれば、対第三者との関係で問題となりうるからである。またこれに関連して、日本では、令和元年会社法改正に際しても議論された会社補償やいわゆる D&O 保険の問題がある。過剰な補償や付保はモラルハザードなどの危険があり、改正法は手続規制と開示規制で対応したが、それでよいのかの検討もまた必要であろう。

第三に、日本法における議論を参考にすると、被告取締役側への会社の訴訟参加の問題が取り上げられてもよかったのではないかと思われる点である。原告株主は会社の請求権を行使しているのだとすれば矛盾があるともいわれ、日本法はこれを立法で解決したが、中国でも起こりうる問題であろう。

もっとも、以上の指摘は、筆者へのこれからの研究に対する要望を記したものであり、 本論文の価値をいささかでも損なうものではない。

## Ⅲ 結論

以上の審査の結果、後記審査員は、全員一致をもって、本論文の申請者が博士(法学)(早稲田大学)の学位を受けるに値するものと認める

2020年2月1日

審査員

主查 早稲田大学教授

尾崎 安央 (会社法)

副查 早稲田大学教授

大塚 英明 (会社法)

副査 早稲田大学教授

高田 昌宏 (民事訴訟法)

副查 早稲田大学教授

鳥山 恭一 (会社法)

## 【付記】

本審査員会は、本学位申請論文の審査にあたり、下表のとおり修正点があると認めたが、いずれも誤字・脱字等軽微なものであり、博士学位の授与に関し何ら影響するものではないことから、執筆者に対しその修正を指示し、今後公開される学位論文は、修正後の全文で差支えないものとしたので付記する。

## 博士学位申請論文修正対照表

修正箇所	修正内容	
(頁・行 等)	修正前	修正後
6頁・脚注14	前条 第1項	前条第1項
31頁・脚注121	制度と理解される。	制度 <u>である</u> と理解される。
31頁・脚注126	できる <u>の</u> か否か	できるか否か
35頁・8行	二人はいずれも <u>が</u>	二人はいずれも
35頁・9行	("outside") _director	("outside") director
36頁・12行	とした。	とした(下線は引用者)。
38頁・22行	無為に消費されてしまい勝訴の可能	無為に消費されてしまい <u>、</u> 勝訴の可能
	性もあまりなく、	性もあまりなく、
38頁・24行	損害をもたらす可能があること	損害をもたらす可能 <u>性</u> があること
38頁・脚注159	最上級審裁判所	最上級裁判所
39頁・15行	第一に、裁判所が	第一に、_「裁判所が
39頁・23行~	それらは経営判断原則がカバーでき	それらは経営判断原則がカバーでき
24行	るものではないと表明したこと、	るものではない <u>」</u> と表明したこと、
40頁・24行	<u>そ</u> の上告審	および同社の別事件の上告審
42頁・脚注166	30-32頁	30-32頁
42頁・脚注167	30-32頁	30-32頁
42頁・脚注169	(釜田・同56-61頁)。	(釜田・同56-61頁)(以上、〔 〕内
		は引用者)。
43頁・脚注171	わけで <u>な</u> ない。	わけで <u>は</u> ない。
43頁・脚注174	11 <sup>th</sup> Cir. 1990	11th Cir. 1990
44頁・3行	1986年4月30に、	1986年4月30日に、
44頁・20行~	責任追及を行ったどうか <u>(softball</u>	責任追及を行ったどうか、または重要
21行	<u>with critical players)</u> 、または重要な人	な人物と接したか否か <u>(softball with</u>
	物と <u>柔軟に</u> 接したか否か	<u>critical players)</u>
45頁・22行	言及 <u>がな</u> されている	言及されている

45頁・24行	Zapata Corp. v. Maldonado事件判決	Zapata社の系列事件の判決
47頁・23行	書面(不提訴理由書)	書面
48頁・脚注193	といわれる <u>()</u>	といわれる <u>(</u>
48頁・脚注195	法学新報122巻(9=10)	法学新報122巻9=10号
49頁・脚注200	平成18年9月29日会社に郵送し、	平成18年9月29日 <u>に</u> 会社に郵送し、
51頁・脚注208	指摘も見られる。	指摘も見られる(〔〕内は引用者)。
51頁·脚注209	(会社法849条9項) <u>)</u> 、	(会社法849条9項)、
52頁・17行	付 <u>き</u>	付
56頁・17行~	受領し	受領した日から
18行	た日から	
56頁・脚注225	2018年会社法216条	2018年 <u>中国</u> 会社法216条
57頁・脚注227	高級管理職 <u>員</u>	高級管理職
58頁・脚注228	山東省高級人民法院関于審理公司紛	山東省高級人民法院関于審理公司 <u>糾</u>
	争案件若干問題的意見	<u>紛</u> 案件若干問題的意見
58頁・脚注228	上海高級人民法院	上海市高級人民法院
59頁・脚注237	執行取締役	執行董事(執行取締役)
61頁・1行	てない	て <u>い</u> ない
61頁・24行	と判示した。	と判示した(〔 〕内は引用者)。
64頁・脚注249	30-32頁	30-32頁
68頁・脚注260	ただし、本章では、	本章では、
69頁・脚注264	1つ <u>で</u> ある	1つある
69頁·脚注265	4-5頁。	4-5頁。
69頁・脚注265	民訴雑誌41号(1995)214頁 <u>)</u> 。	民訴雑誌41号(1995)214頁。
71頁・脚注276	33-34頁	33-34頁
71頁・脚注277	34-35 頁	34-35 頁
72頁・脚注289	167-168 頁	167-168 頁
73頁・14行	一方、2006年の改正は、Eディスカバ	一方、2006年の改正は、Eディスカバ
	リーに向けたものであった <u>改正</u> 。	リーに向けたものであった。
73頁・16行	と言われることから <u>。</u>	と言われることから <u>、</u>
73頁・脚注295	特別訴訟位委員会	特別訴訟委員会
73頁・脚注297	文書の作成やや作成日時	文書の作成日時
74頁・10行	トライアンル	トライアル
74頁・脚注303	6-7頁	6-7頁
75頁・2行~3	すべての事項について開示を <u>命じ</u> こ	すべての事項について開示を <u>命じる</u>
行	とができる	ことができる

75頁・14行	相当広い範囲に <u>および</u> 、	相当広い範囲に <u>及び</u> 、
75頁・16行	所在場所に <u>および</u> 、	所在場所に <u>及び</u> 、
75頁・脚注311	80-82頁。	80-82頁。
75頁・脚注312	情報を得るに十分な機会	情報を得ることに十分な機会
77頁・脚注323	135-136頁。	135-136頁。
78頁・14行	できるだけ広く開示 <u>し</u> たいという原	できるだけ広く開示 <u>させ</u> たいという
	告側のニーズ	原告側のニーズ
78頁・脚注336	などついて、	など <u>に</u> ついて、
78頁・脚注336	46-47頁	46-47頁
78頁・脚注337	18-19頁	18-19頁
78頁・脚注338	<u>プビ</u> レッジ・ログ	<u>プリベ</u> レッジ・ログ
78頁・脚注338	<u>隠</u> 匿特権	<u>秘</u> 匿特権
79頁・16行	重要な事実に関し争いがない	重要な事実に関し <u>て</u> 争いがない
79頁・脚注339	35-36頁	35-36頁
81頁・8行	具体的には、	提出を拒むことができる文書には、
81頁・9行	を除き、	が除かれ、
81頁・脚注353	広範なデイスカリー	広範なデ <u>ィ</u> スカ <u>バ</u> リー
81頁・脚注353	「自由な意見の表明」や「自由な意思	<u>『</u> 自由な意見の表明 <u>』や『</u> 自由な意思
	形成 <u>」</u>	形成 <u>』</u>
82頁・23行	である。	である(〔〕内は引用者)。
83頁・脚注363	220条4号ニ <u>)</u> である	220条4号ニである
84頁・脚注369	同 <u>じ</u> 裁判所	同裁判所
85頁・21行	(下線は引用者)	(下線と〔 〕内は引用者)
85頁・30行	棄却した。	棄却した(〔 〕内は引用者)。
86頁・7行	を認めた。	を認めた(〔〕内は引用者)。
88頁・16行	ことである	ことである」
88頁・17行	<u>」</u> と述べたうえで、	と述べたうえで、
92頁・5行	引用者注	引用者
93頁・7行	〔信用金庫〕	信用金庫
94頁・9行	されている。	されている(〔〕内は引用者)。
参考文献・132	法学新報122巻(9=10号)	法学新報122巻9=10号
頁・30行		
参考文献・132	吉村徳重	・吉村徳重
頁・34行		

参考文献・133	鴻常夫先生古稀記念	鴻常夫先生古稀記念 <u>論文集</u>
頁・36行		
参考文献・141	張巍『資本的規則』(中国法制出版社、	張巍『資本的規則』(中国法制出版社、
頁・27行	<u>2007</u> )	<u>2017</u> )

以上